

- 1 開会のことば
- 2 表彰
 - (1) 高知県安全安心まちづくり功労団体等の表彰
 - (2) 高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター入選作品の発表・表彰
- 3 受賞者代表あいさつ
- 4 会長あいさつ
- 5 新規参加構成員の紹介
- 6 議事
 - 議題1 平成25年度の取組実績について
 - 議題2 平成26年度の重点テーマについて
 - 議題3 平成26年度の事業計画について
 - 議題4 高知県安全安心まちづくり推進会議役員の改選について
 - 議題5 高知県安全安心まちづくり推進会議規約の改正について
- 7 講演
 - NPO法人ハートム理事長 初鹿野 聡（はつがの さとし）氏
演題 安全安心まちづくりと地域の絆の必要性
- 8 意見交換
- 9 高知家安全安心まちづくり宣言
- 10 閉会のことば

平成25年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター優秀作品

☆ 最優秀賞



寺岡 愛望さん

てらおか まなみ

中土佐町立上ノ加江小学校2年

作品説明
地域のおじいさんが、学校坂道の下で交通安全の旗をふってください。おじいさんにあいさつをすると、とても気持ちがいいです。これからもうよろしくお願いしますという気持ちで絵を描きました。

☆ 優秀賞



竹村 唯さん

たけむら ゆい

高知大学教育学部附属中学校2年

作品説明
子どもを見守ろうというのが一番伝えたい事だったので全体的に明るい黄色をバックにしました。ポスターを見ただけで意味が伝わるように子どもを大きく、大人たちを小さくしました。

☆ 佳作

- ①香南市立香我美小学校4年
北村 理紗 さん
- ②高知大学教育学部附属中学校1年
松本 大輝 さん
- ③高知大学教育学部附属中学校2年
近藤 理紗 さん
- ④高知大学教育学部附属中学校2年
森 愛美里 さん
- ⑤安芸市立清水ヶ丘中学校
野川 美遥 さん

議題 1 平成25年度の取組実績について

1 平成25年度重点テーマに基づく推進会議の主な取組について

〈地域で子どもを見守ろう〉

【主な取組】

	平成24年	平成25年
市町村によるスクールガード・リーダーの委嘱	23市町村、42名	23市町村、42名
「あんしんFメール」登録の促進	登録数：9,083人 情報発信数：121件	登録数：9,921人 情報発信数：202件
保育所等における防犯教室や訓練の実施	誘拐被害防止教室：247回 不審者対応訓練：62回	誘拐被害防止教室：201回 不審者対応訓練：51回
通学路安全の日(毎月第3木曜日)の活動	参加住民：のべ7,425人 車 両：のべ 231台	参加住民：のべ7,074人 車 両：のべ 285台
広報紙等による情報発信	地域安全ニュース174紙 安全安心まちづくりニュース 年4回・各118,560部 会報「安全安心まちづくりだより」 年2回・各250部	地域安全ニュース165紙 安全安心まちづくりニュース 年4回・各116,500部 会報「安全安心まちづくりだより」 年3回・各300部
安全シェルター等の登録	こども110ばんのいえ：4,300戸 こども110ばんのくるま：1,463台	こども110ばんのいえ：4,184戸 こども110ばんのくるま：1,384台

《子どもに対する声かけ事案等発生件数》

《声かけ事案の対象者別集計》

H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	小学生	中学生	高校生	その他	合計	
263件	220件	194件	174件	226件	82件	39件	44件	9件	174件	
					100件	43件	79件	4件	226件	
					増減数	+18件	+4件	+35件	-5件	+52件

《子どもが被害にあった刑法犯罪の状況》 ※犯罪被害における「子ども」とは20歳未満の少年

H24年	H25年	増減数	子どもが被害に遭った犯罪の種類別 発生件数と割合					
			粗暴犯	(粗暴犯被害総数のうち、子どもの被害が占める割合)	わいせつ犯	(わいせつ犯被害総数のうち、子どもの被害が占める割合)	窃盗犯	(窃盗犯被害総数のうち、子どもの被害が占める割合)
1,528件	1,389件	-139件	76件	27.1%	24件	47.1%	1,208件	24.6%

《子どもが巻き込まれた交通事故発生件数》 ※交通事故における「子ども」とは中学生以下の少年

	件数	死者	負傷者
H24年	197件	3名	201名
H25年	170件	1名	175名
増減	-27件	-2名	-26名

【成果と課題】

- ・子どもに対する声かけ事案等は年々減少してはいましたが、平成25年は前年に比べて増加しています。また、被害に遭うのは小学生や高校生に多く、この種の事案は誘拐等に発展するおそれがある前兆事案とも言われており、今後も注意が必要です。
- ・子どもが被害に遭った刑法犯件数、交通事故発生件数も減少していますが、刑法犯では、わいせつ犯被害に遭うケースが目立つこと、交通死亡事故の発生があったこと等の課題があります。
- ・関係機関・団体が連携しながら、引き続き子ども達の安全安心を見守る必要があります。

〈高齢者などを事故や事件から守ろう〉

【主な取組】

	平成24年	平成25年
高齢者宅訪問活動	218回、6,084世帯	157回、4,385世帯
交通事故防止キャンペーンに伴う1万人訪問活動	10,317人	12,780人
高齢者交通安全教室	767回、参加者数19,672人	846回、参加者数19,502人
広報紙などによる広報啓発活動	交番速報 65,280部 安全安心まちづくりニュース 年4回、各118,560部	交番速報 112,916部 安全安心まちづくりニュース 年4回、各116,500部
ラジオ・テレビを活用した広報啓発	7回	9回
女性に対する防犯教室	10回	11回

《県内の交通事故、高齢者の交通事故発生件数》

	件数	死者	負傷者	高齢者		
				件数	死者	負傷者
H24年	3,276件	53名	3,656名	1,209件	34名	819名
H25年	2,959件	42名	3,310名	1,148件	31名	739名
増減	-317件	-11名	-347名	-61件	-3名	-80名

《高齢者・女性被害の刑法犯罪の発生状況》

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	高齢者・女性が被害に遭った種類別 発生件数と割合(平成25年中)					
						窃盗被害	(窃盗被害総数のうち、高齢者・女性が占める各割合)	わいせつ被害	(わいせつ被害総数のうち、高齢者・女性が占める各割合)	詐欺被害	(詐欺被害総数のうち、高齢者・女性が占める各割合)
総数	9,751件	8,689件	8,007件	7,082件	6,533件	4,912件		51件		206件	
高齢者	933件	873件	864件	846件	826件	632件	12.9%	0件	0%	41件	19.9%
女性	3,261件	3,010件	2,579件	2,376件	2,055件	1,532件	31.2%	51件	100%	53件	25.7%

【成果と課題】

- ・平成25年中の交通事故発生件数は過去最少となっており、これは推進会議の構成員や地域活動団体などの様々な活動によるところが大きいと言えます。
- ・しかし交通事故で亡くなられた方が42名おり、そのうち65歳以上の高齢者が31名で、全事故死者のうち高齢者の死者が7割以上を占めているため、高齢者を中心に交通安全対策を推進する必要があります。
- ・一方、高齢者や女性が刑法犯罪の被害者となる総数は、年々減っています。
- ・ただ、女性被害のわいせつ犯事件が発生していることや、振り込め詐欺等の被害に遭う高齢者が後を絶たず、今後も高齢者や女性などが犯罪の被害に遭わないよう、広報活動や見守り活動等の取組を進める必要があります。

〈鍵かけ運動を進めよう〉

【主な取組】

	平成24年	平成25年
「安全安心まちづくりリーフレット」の配布	戸建住宅1,391部 共同住宅50部	戸建住宅1,950部 共同住宅100部
自転車盗難被害防止モデル校の設置と広報啓発	指定14校 ワイヤーロックの配布1,000個	指定41校(中学校21校・高校20校) ワイヤーロックの配布500個
安全安心まちづくりニュースによる広報啓発	第4号 118,560部	第1号、第4号 各116,500部
学校における犯罪被害防止教室の実施	小学校 120校・205回 中学校 24校・37回 高等学校 13校・6回	小学校 124校・197回 中学校 26校・38回 高等学校 14校・14回
高齢者安全教室の実施	218回	188回

《県内の刑法犯、主な窃盗犯罪の発生件数》

	発生総数	窃盗被害 全体	乗り物盗			車上ねらい	住宅対象の侵入 盗
			自動車盗	オートバイ盗	自転車盗		
H21年	9,751件	7,615件	36件	803件	2,512件	602件	370件
H22年	8,689件	6,789件	21件	433件	2,472件	566件	244件
H23年	8,007件	6,104件	32件	320件	2,212件	520件	222件
H24年	7,082件	5,375件	18件	253件	1,736件	540件	305件
H25年	6,533件	4,912件	35件	224件	1,667件	436件	220件

《平成25年中の乗り物盗被害や侵入盗被害と施錠の有無》

	自動車盗被害	オートバイ盗被害	自転車盗被害	車上ねらい被害	住宅対象の侵入盗 被害
被害件数	35件	224件	1,667件	436件	220件
施錠あり	6件	186件	458件	92件	40件
施錠なし・無締り	29件	38件	1,209件	344件	180件
施錠なしの占める割合	82.9%	17.0%	72.5%	78.9%	81.8%

【成果と課題】

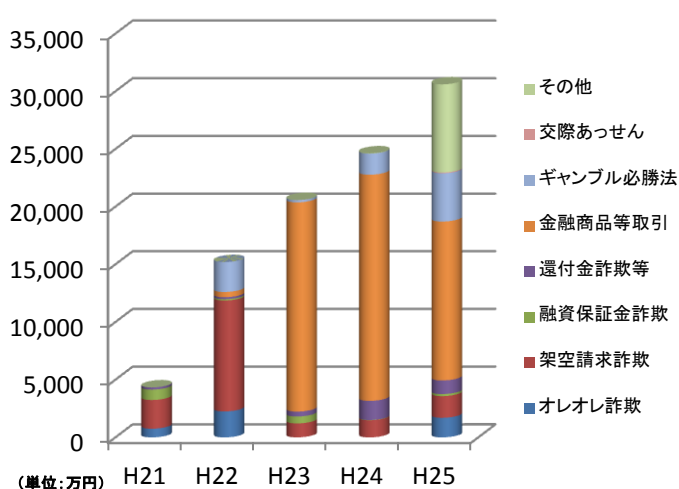
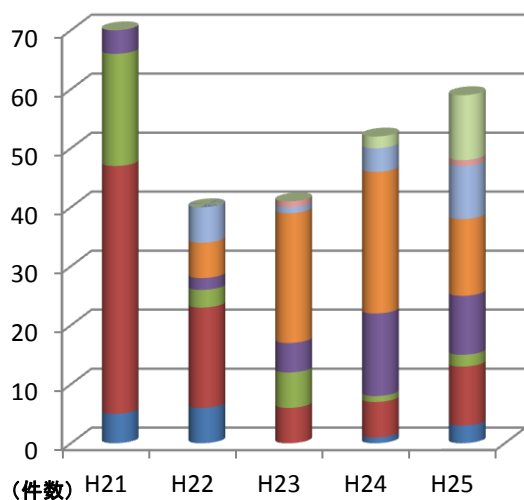
- ・平成25年中、県内の刑法犯認知件数は減少していますが、それは全体の約75%を占める窃盗犯被害の減少が主な要因となっています。
- ・窃盗犯被害のうち、全体の約4割が乗り物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車盗）被害となっています。
- ・その乗り物盗被害では、1,279件（約66.4%）が鍵をかけていない状態でした。
- ・また、空き巣等住宅を狙った侵入盗では、発生件数220件のうち、180件（全体の約8割）は、無締り箇所からの侵入によるものでした。
- ・つまり、鍵かけを確実にしていれば被害を防止できたと考えられるもので、鍵かけ励行の取組をさらに推進する必要があります。

〈振り込め詐欺などの被害を防ごう〉

【主な取組】

	平成24年	平成25年
街頭キャンペーンによる広報啓発	地域安全協会16団体 県防犯協会1回	地域安全協会16団体 県防犯協会1回
犯罪被害防止教室の実施	504回	413回
ラジオやテレビを活用した広報啓発	県警2回、県1回	県警4回、県2回
安全安心まちづくりニュースによる広報啓発	第2号 118,560部	第3号 116,500部
市町村等への地域見守り情報の提供	県消費生活センター4回	県消費生活センター4回
被害防止を呼び掛けるコールセンターの活動	13,657件発信	28,652件発信

《県内振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺・被害総数の推移》 《県内振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺・被害総額の推移》



【成果と課題】

- ・近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は、全国的に増加しています。
- ・平成25年中、県内でも合計59件、総額約3億600万円の被害があり、前年に比べて件数で7件増加、被害総額で約5,980万円の増加となりました。
- ・中でも、金融商品等の取引を名目とした詐欺は、昨年13件、約1億3,770万円の被害がありましたが、前年に比べ、件数で11件の減少、被害額で約5,830万円の減少となりました。また、この詐欺被害では65歳以上の高齢者の被害が全体の約46%（前年比-41%）にとどまるなど、広報啓発など取組の成果が認められます。
- ・ただ、還付金詐欺の被害は、前年に比べて減少しておりますが、依然として高齢者が被害の中心となっています。さらに、架空請求詐欺などの被害が増加していることその他、犯罪被害金回復名目の詐欺など新たな方法による詐欺被害が発生していることから、今後も様々な広報啓発や訪問活動などを通じて被害を防止していく必要があります。

2 平成25年度の事業計画に基づく主な取組について

1 事業計画に基づく主な取組

- 平成25年 4月 ・ 構成員の平成25年度取組予定及び平成24年度実績を照会
・ 犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集開始
- 平成25年 6月 ・ 安全安心まちづくりニュース発行(2013年度第1号)
- 平成25年 7月 ・ 幹事会(第1回)
- 平成25年 8月 ・ 安全安心まちづくりニュース発行(2013年度第2号)
・ 会報「安全安心まちづくりだより」発行(2013年度第1号)
・ ブロック別区市町村担当者の意見交換会
- 平成25年 9月 ・ 会報「安全安心まちづくりだより」発行(2013年度第2号)
- 平成25年10月 ・ 安全安心まちづくり功労団体等表彰推薦受付開始
・ 「高知県民のつどい」を開催(高知会館)
・ 「安全安心まちづくりフェスティバルinいしはらの里」を開催
(集落活動センターいしはらの里・本山警察署等と共催)
- 平成25年11月 ・ 安全安心まちづくりニュース発行(2013年度第3号)
・ 会報「安全安心まちづくりだより」発行(2013年度第3号)
・ 旭地区安全安心なまちづくり広報啓発パレードへの参加
- 平成25年12月 ・ 犯罪のない安全安心まちづくりポスター選考
(最優秀1・優秀1・佳作5)
・ 県警本部主催の年末特別警戒への参加
・ 安全安心まちづくり功労団体等表彰審査
(5団体・4個人を表彰)
- 平成26年 1月 ・ 幹事会(第2回)
- 平成26年 2月 総会開催

2 全国地域安全運動期間中(10/11~10/20)の主な取組

10月10日 「高知県民のつどい」

全国防犯功労者表彰の伝達、元小学館編集者・黒笹慈幾による講演会
期間中、各地区地域安全協(議)会を中心に、地域の実情を踏まえた活動を展開
(例：地域安全イベントの開催、高齢者宅戸別訪問、子どもの見守り活動など)

議題2 平成26年度の重点テーマについて

子どもは地域の宝であり、本県の将来を担う大切な財産です。その子どもが被害に遭う犯罪や交通事故の件数は減少傾向にあるものの、他県では児童に対する通り魔事件が発生し、県内でも、その前兆である声かけ事案の発生が続く状況にあるなど、引き続き県民の皆さんで「子どもを守る」という共通認識を持ち、それぞれの地域での見守り活動を進める必要があります。

高齢化が進む本県では、高齢者の交通事故や、振り込め詐欺、悪質商法などの犯罪被害が後を絶ちません。これらの被害を防ぐため、自主防犯ボランティアなどによる訪問活動などが行われています。こうした活動の見守りの輪を県内全域に広げ、一層充実させていくことが重要です。

乗り物盗被害は年々減少しているものの、7割以上が鍵をかけていない状態で被害に遭っています。また、住宅をねらった侵入盗被害が増加し、無締り箇所から侵入される被害が目立つことから、「自らの安全を自らで守る」ための基本的な取組として「鍵かけ」の意識を高めることが大事です。

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害は、県内でも年間被害総額が2億円を超える状況が続いていることなどから、今後もこうした詐欺による被害の発生を防ぐ取組が必要です。

以上のことから、平成26年度の重点テーマとして、引き続き次のとおり定めます。

重点テーマ（案）

地域で子どもを見守ろう

高齢者などを事故や事件から守ろう

鍵かけ運動を進めよう

振り込め詐欺などの被害を防ごう

議題3 平成26年度の事業計画について

県民の防犯意識を高めるとともに、県民、事業者、地域で活動する団体等の犯罪のない安全安心まちづくりへの気運を高めるため、各種行事・広報媒体により効果的な取組を行います。

また、高知県安全安心まちづくり推進会議の活性化と活動を強化するため、構成員の拡充や構成員向けの会報を発行するなどの取組を推進します。

1 平成26年度の高知県安全安心まちづくり推進会議の事業計画(案)

平成26年4月	構成員の平成26年度取組予定及び平成25年度取組実績を照会
(6月から11月)	高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集
(6月から2月)	安全安心まちづくりニュース発行(年4回)
(6月から2月)	会報「安全安心まちづくりだより」の発行(年3回程度)
(6月から7月)	幹事会の開催(第1回)
9月	各構成員の平成26年度取組予定及び平成25年度取組実績公表
10月	全国地域安全運動期間の取組への協力 安全安心まちづくりイベントの開催
(10月から12月)	高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰推薦の受付
12月	犯罪のない安全安心まちづくりポスター選考会の開催
平成27年1月	幹事会の開催(第2回) 安全安心まちづくり功労団体等表彰審査委員会の開催
平成27年2月	安全安心まちづくり推進会議総会の開催 ◎26年度の重点テーマ及び年間事業計画の検証 ◎27年度重点テーマ・年間事業計画の決定

2 全国地域安全運動期間中(10月11日から20日)に行う事業(案)

(公社)高知県防犯協会及び高知県警察本部が主催する全国地域安全運動に「高知県安全安心まちづくり推進会議」も協力し、広く県民、事業者、地域で活動する団体、行政担当職員等を対象とした啓発を行います。

- 1 「安全・安心なまちづくりの日」高知県民のつどいへの協力
- 2 テレビやラジオ・広報紙等を活用した集中的な広報啓発

議題4 高知県安全安心まちづくり推進会議役員の改選について

高知県安全安心まちづくり推進会議役員 (H24. 2. 9~H26. 2. 7)

役 職	氏 名	所属団体及び職名
会 長	尾崎 正直	高知県 知事
副 会 長	池ノ上 宏文 (H24.2.9~H24.6.2)	高知県小中学校PTA連合会 会長
	井上 光夫 (H24.6.2~H25.6.8)	
	田村 雅之 (H25.6.8~H26.2.7)	
副 会 長	前田 長司	高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長
副 会 長	中澤 卓史	高知県教育委員会 教育長
副 会 長	小林 良樹	高知県警察本部 本部長

高知県安全安心まちづくり推進会議役員（H26.2.7 ～ ）

役 職	氏 名	所属団体及び職名
会 長		
副 会 長		
副 会 長		
副 会 長		
副 会 長		

議題5 高知県安全安心まちづくり推進会議規約の改正について

高知県安全安心まちづくり推進会議規約(案)

(名称)

第1条 この会議は、「高知県安全安心まちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第11条に基づき、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすことのできる高知県を目指して、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する重点的な取り組みに関する協議
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する情報及び意見の交換
- (3) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する普及啓発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、本会議の目的に賛同し、県域にわたって安全安心まちづくりの活動を展開している団体等及び行政機関並びに有識者で構成する。

2 推進会議に参加を希望する団体等及び行政機関は、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を受けるものとする。

3 推進会議の構成員は、退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。

3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

5 役員任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとし、再任を妨げない。

6 役員が任期満了等により構成員の代表者を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。

(総会)

第6条 推進会議の総会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長不在の場合は、会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 規約の改廃その他重要な事項は、総会において審議する。

3 総会は公開とする。

4 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員(以下「幹事」という。)は、会長が別に定める推進会議の構成員から選出された者とする。

3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の審議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項

5 第5条第5項及び第6項、前条第1項、第3項及び第4項の規定は、幹事会において準用する。

この場合において、これら条文中「役員」とあるのは「幹事」と、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「代表幹事」と読み替え、第5条第6項に「構成員の代表者」とあるのは「推進会議の構成員たる所属団体の役職等」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、高知県、高知県教育委員会及び高知県警察本部の高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例の所管課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

一 この規約は、平成20年1月25日から施行する。

二 第6条第1項の規定にかかわらず、推進会議の設立総会に限り、高知県知事が招集する。

附 則(平成21年2月10日改正)

一 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

附 則(平成26年2月7日改正)

一 この規約は、平成26年2月7日から施行する。

高知県安全安心まちづくり推進会議規約新旧対照表

(新)	(旧)
高知県安全安心まちづくり推進会議規約	高知県安全安心まちづくり推進会議規約
第1条から第4条	第1条から第4条
(略)	(略)
(役員)	(役員)
第5条 推進会議に次の役員に置く。	第5条 推進会議に次の役員に置く。
(1) 会長 1名	(1) 会長 1名
(2) 副会長 若干名	(2) 副会長 若干名
2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。	2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。
3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。	3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。	4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
5 役員任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとし、再任を妨げない。	5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
6 役員任期満了等により構成員の代表者を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。	6 役員任期満了等により構成員の代表者を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。
第6条から第9条	第6条から第9条
(略)	(略)
附 則	附 則
一 (略)	一 (略)
二 (略)	二 (略)
附 則 (平成21年2月10日改正)	附 則 (平成21年2月10日改正)
この規約は、平成21年2月10日から施行する。	この規約は、平成21年2月10日から施行する。
附 則 (平成26年2月7日改正)	
この規約は、平成26年2月7日から施行する。	

「高知家」安全安心まちづくり宣言

犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らせる高知県の実現は、県民すべての願いです。

そのためには、県民一人ひとりが防犯意識を高め、子どもや高齢者の見守り活動や、悪質商法から身を守る啓発など、できることから継続的に取り組んでいくことが必要です。

ここに私たちは「高知県は、ひとつの大家族やき。」との思いのもと、人と人のつながりを大切にしながら相互に連携・協力し、次のとおり安全安心まちづくりに取り組むことを宣言します。

- 1 毎年度の事業計画に安全安心まちづくりを位置づけ、自らの活動として取り組んでいきます。
- 2 自らの活動を通じて、安全安心まちづくりの考え方が広く浸透するように努め、県民によって支えられる運動としていきます。
- 3 各地域で行われる安全安心まちづくり活動に参加・協力し、事件・事故などの被害防止につなげます。



平成26年2月7日

高知県安全安心まちづくり推進会議

「高知家」とは

高知県の一歩の魅力、家族のようにあたたかい「高知県人＝人」に着目し、高知県を一つの大きな家族に例えて、県全体で取り組むキャンペーンです。

高知県安全安心まちづくり推進会議規約

(名称)

第1条 この会議は、「高知県安全安心まちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第11条に基づき、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすことのできる高知県を目指して、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する重点的な取り組みに関する協議
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する情報及び意見の交換
- (3) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する普及啓発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、本会議の目的に賛同し、県域にわたって安全安心まちづくりの活動を展開している団体等及び行政機関並びに有識者で構成する。

2 推進会議に参加を希望する団体等及び行政機関は、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を受けるものとする。

3 推進会議の構成員は、退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。

3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 役員が任期満了等により構成員の代表者を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。

(総会)

第6条 推進会議の総会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長不在の場合は、会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 規約の改廃その他重要な事項は、総会において審議する。

3 総会は公開とする。

4 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員(以下「幹事」という。)は、会長が別に定める推進会議の構成員から選出された者とする。

3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の審議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項

5 第5条第5項及び第6項、前条第1項、第3項及び第4項の規定は、幹事会において準用する。

この場合において、これら条文中「役員」とあるのは「幹事」と、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「代表幹事」と読み替え、第5条第6項に「構成員の代表者」とあるのは「推進会議の構成員たる所属団体の役職等」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、高知県、高知県教育委員会及び高知県警察本部の高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例の所管課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

一 この規約は、平成20年1月25日から施行する。

二 第6条第1項の規定にかかわらず、推進会議の設立総会に限り、高知県知事が招集する。

附 則(平成21年2月10日改正)

一 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(平成25年12月13日現在)

番号	区分	構成員名
1	防犯活動団体	公益社団法人 高知県防犯協会
2		高知県地域安全アドバイザー連絡会
3		高知県タウンポリス連絡協議会
4	地域活動団体	高知県民生委員児童委員協議会連合会
5		公益財団法人 高知県老人クラブ連合会
6		高知県連合婦人会
7		社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
8		一般社団法人 高知県交通安全協会
9		高知県交通安全指導員協議会
10		高知県交通安全母の会連合会
11		高知県少年警察ボランティア協会
12		公益財団法人 高知県身体障害者連合会
13		高知市老人クラブ連合会
14		高知県安全安心まちづくり「みのり会」
15		あさひのこどもを守る会
16	こどもの安全の確保に関する団体	高知県小中学校PTA連合会
17		高知県小中学校長会
18		高知県スクールガード・リーダー連絡協議会
19	事業活動に関する団体等	高知県経営者協会
20		高知県商工会議所連合会
21		高知県商工会連合会
22		高知県旅館ホテル生活衛生同業組合
23		一般社団法人 高知県建築士会
24		高知県共同住宅防犯協議会
25		高知県金融機関防犯連絡会
26		高知県深夜スーパー等防犯対策協議会
27		高知県石油商業組合

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(平成25年12月13日現在)

番号	区分	構成員名
28	事業活動に関する団体等	高知県理容生活衛生同業組合
29		高知県遊技業協同組合
30		一般社団法人 高知県トラック協会
31		一般社団法人 高知県警備業協会
32		一般社団法人 高知県指定自動車学校協会
33		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国支社高知支店
34		日本貸金業協会高知県支部
35		西日本電信電話株式会社高知支店
36		株式会社 高知銀行
37		四国電力株式会社高知支店
38		一般社団法人 高知県産業廃棄物協会
39		高知県自転車二輪車商協同組合
40		四国コカ・コーラボトリング株式会社高知支店
41		株式会社 四国銀行
42		リコージャパン株式会社
43	一般社団法人 高知県建設業協会	
44	有識者	弁護士
45		大学名誉教授
46		経営者協会参与
47	行政機関	高知市
48		室戸市
49		安芸市
50		南国市
51		土佐市
52		須崎市
53		宿毛市
54		土佐清水市
55		四万十市
56		香南市

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(平成25年12月13日現在)

番号	区分	構成員名
57	行政機関	香美市
58		東洋町
59		奈半利町
60		田野町
61		安田町
62		北川村
63		馬路村
64		芸西村
65		本山町
66		大豊町
67		土佐町
68		大川村
69		いの町
70		仁淀川町
71		中土佐町
72		佐川町
73		越知町
74		檮原町
75		日高村
76		津野町
77		四万十町
78		大月町
79		三原村
80		黒潮町
81		高知県市長会
82		高知県町村会
83		高知県
84		高知県教育委員会
85	高知県警察本部	

高知県安全安心まちづくり推進会議
幹事選出団体名簿

資料3

(50音順)

	構 成 員 名
1	高知県商工会連合会
2	高知県小中学校長会
3	高知県小中学校PTA連合会
4	高知県タウンポリス連絡協議会
5	高知県地域安全アドバイザー連絡会
6	公益社団法人 高知県防犯協会
7	高知県民生委員児童委員協議会連合会
8	高知県連合婦人会
9	公益財団法人 高知県老人クラブ連合会
10	高知県
11	高知県教育委員会
12	高知県警察本部